新型コロナウイルス感染症５類感染症移行後の

# 相川小学校の感染対策

令和５年５月２日付

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類に移行され，感染対策は，個人の選択を尊重することになる。５類移行後の相川小学校の感染対策は以下の通り行われる。

## １　児童・職員が感染した場合等の対応

### （１）出席停止期間

① 発症から５日間が経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで。

② 発症後 10 日間が経過するまでは，マスクの着用等まわりにうつさないよう配慮を願う。

| 発症 | ０日目 | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 | ７日目 | ８日目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例１ | 発症 | → | → | 症状が軽快 | 軽快後1日 | | **登校可能** | | |
| 例２ | 発症 | → | → | → | 症状が軽快 | 軽快後1日 | **登校可能** | | |
| 例３ | 発症 | → | → | → | → | 症状が軽快 | 軽快後1日 | **登校可能** | |

### （２）濃厚接触者

① 濃厚接触者の特定は行わない。

② 同居している家族に感染者がいたり，学校で感染者に接触した児童であったりしても，感染が確認されていない者については，ただちに出席停止の対象とする必要はない。→状況を確認し，必要に応じて出席停止を丁寧にお願いしていく。

### （３）感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合

① 発熱や咽頭痛，咳等の普段と異なる症状がある場合には，児童も教職員も，自宅で休養することを徹底する。児童は登校しなかった場合，病欠となる。

② ①の場合，保護者には受診を勧めるが，児童本人や保護者の意向に基づかず，医療機関での検査や自己検査を求めることはしない。

### （４）陰性証明 治癒の証明書等

教職員や児童が学校に出勤，登校するにあたり，学校に陰性証明等を提出する必要はなく，求めない。

（５）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能。

## ２　マスクの取り扱い

（１）児童のマスクの取り扱い

①　学校教育活動においては、児童に対して、マスクの着用を求めないことが基本となる。

②　次の場面では，マスクを着用することを指導する。ただし，健康上の理由により着用できない児童にはマスクの着用を強いることはしない。

A　給食の配膳時（感染対策とは別の従来の指導）

B　混雑した電車やバスを利用する場合

C　高齢者や感染リスクの高い者と接する場合

D　換気ができず，多人数が密な状況で過ごさなければならない場合

E　学校内で感染症が蔓延した場合

③　児童は，マスクをランドセルの中などに常に準備するよう指導する。

（２）職員のマスクの取り扱い

①　学校教育活動においては、教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となる。

②　５類移行により，学校内に新型コロナ感染症を持ち込まないことは難しくなる。そのような状況下で職員は自らを感染症から守り，教育活動の継続に努力を払う責任がある。そのため次のような場面ではマスクを着用することを推奨する。

A　室内での授業中

B　室内での多人数での業務中

C　屋外でも他者との距離が保てない場合

D　対面での会議中

E　学校外から来校した者に接する場合

③　職員は，マスクを常に準備しておく。

（３）来校者のマスクの取り扱い

①　来校者にはマスクの着用を依頼する。マスクを携帯していない来校者には，学校がマスクを提供する。

② 保護者も，来校する場合には，マスクの着用を依頼する。授業参観等の行事に参加するときにもマスクの着用を依頼する。ただし，入学式等の儀式的行事の場合にはマスクを取ることを基本とする。

## 3　学校生活における感染対策

学校生活においてマスクを着けないことを基本とするので，感染が流行している場合等には，マスク以外の感染対策を徹底した上で，教育活動を行う必要がある。具体的には，次の対策を実行する。

| 場面 | 必要な対策 | 具体的な取組 |
|---|---|---|
| ・対面でのグループ学習や調理実習<br>・一斉に大きな声を出す<br>・合唱や合奏 | エアロゾル対策<br>飛沫対策 | 換気 |
| ・共同制作等の表現や鑑賞の活動<br>・合唱や合奏<br>・組み合ったり接触したりする運動 | 密集密接対策 | 距離の調整 |
| ・グループで行う実験や調理実習<br>・共同制作等の表現や鑑賞の活動<br>・組み合ったり接触したりする運動 | 接触対策 | 適切な手指衛生 |

### （１）換気

① 教室では，対角線の換気を基本とする。
対角線にある窓（20cm 開放）と扉（20cm 開放）の開放により，500 秒で室内空気の入れ換えが可能。

② 二酸化炭素濃度が，800ppm 以下になるように換気を行う。

### （２）距離の調整

① 合唱や一斉に声を出す場面
教室では図 1，音楽室では図 2 のように，児童を千鳥状に配置して，直接飛沫を受けるリスクを低下させる。

② グループ学習
教室では図 3 のように机を配置して，正面の児童から直接飛沫を受けるリスクを低下させる。音楽室や家庭科室では，正面の児童から直接飛沫を受けるリスクを低下させる距離が保てないので，換気を十分に行い，大声の発声を控えさせる。

③ 咳エチケットの指導

距離の調整を心がけると同時に，常に児童には咳エチケットを心がけさせる。

（３）適切な手指衛生

① 理科や家庭科等の学習において，グループで行う実験・調理実習，図工等の共同制作の表現・鑑賞の活動，体育での組み合う・接触したりする運動等の学習の前後には，手指衛生を徹底する。

② 手指衛生は，基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。手指用の消毒液は，流水での手洗いができない際に，補助的に用いる。

③ 日常的には，次の６つの場面での手洗いを徹底する。

a 外から教室に入るとき
b 咳やくしゃみ，鼻をかんだとき
c 給食の前後
d ＳＳ活動のあと
e トイレのあと
f 共有のものを触ったとき

## ４ これまで行ってきた感染対策の今後

（１）毎日の検温チェック等の提出

これまで児童・職員が毎日行ってきた健康チェックカードの提出は行わなくなる。児童が使用してきたカードフォルダーは回収し所持者を明らかにした上で保管しておく。

（２）放課後の消毒作業

放課後の消毒作業は行わない。その代わりに，普段の清掃活動を徹底する。

（３）全校での一斉活動

全校が集まっての集会などの活動は，校庭で行う。本校の体育館は全校児童に対して十分な距離を保つ広さがないので，体育館での全校が集まっての活動は行わない。ただし，芸術鑑賞など，児童が発声する場面がない活動については感染状況を見ながら検討していく。

（４）給食

① 給食中は，感染対策によるものではなく，コロナ禍以前に行っていた食べることを大切にする時間を設定する。具体的には，会話をせずに食べることに集中する

時間を各学年の状況に応じて設定する。

② 配膳を行うときには，感染対策によるものではなく，衛生管理のために児童にマスクを着用することを指導する。

③ 食後の歯磨き指導は今後も行わない。これまで通り，矯正治療中等の理由で保護者が希望する児童は保健室で行う。

## 5　来校者へのお願い

（１）来校者には次の点について協力をお願いする。

① 手指消毒への協力

② マスク着用への協力

③ 検温への協力

④ ３７．５℃以上の体温がある場合は入室を控えることへの協力

⑤ 受付名簿への記名等の協力

（２）来校者との打合せは次のように行う。

① 打合せの場所はどこに設定してもよい。玄関ホールも積極的に活用する。

② お茶等の接待は控えさせてもらう。

玄関ディズプレー表示例

来校者の皆様へ
感染対策のためにご協力をいただける方はお願いします。

・必ず手指消毒をしてお入りください。
・マスクの着用にご協力をお願いします。
・検温にご協力をお願いします。３７．５℃以上ある方は入室をお控えください。
・受付名簿に，氏名等のご記入をお願いします。
・お茶等の接待は控えさせていただいています。